

# 山梨県公報

号外第四十六号

平成十三年

九月二十一日

金 曜 日

## 目次

### 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置  
.....

## 公 告

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。第十九条の五第一項各号に掲げる者(以下「処分者等」という。))を確認することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十三年九月二十一日

山梨県知事 天 野 建

### 一 講ずべき措置の内容

西八代郡上九一色村富士ヶ嶺七百七十六番地において処分された、廃油、廃酸及び汚泥の混合物(以下「硫酸ピッチ」という。)の入ったドラム缶七十二本、漏出した硫酸ピッチ並びに漏出物で汚染された土壌を、法第十二条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理基準及び法第十二条の二第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い期限までに撤去すること。

### 二 撤去の期限

平成十三年十月十一日

### 三 知事による措置

処分者等が一の措置を期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

### 四 問い合わせ先

山梨県森林環境部環境整備課産業廃棄物担当

(電話〇五五 二二三三 一五一八)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番